

2025 年 6 月 27 日
東京海上日動火災保険株式会社

元保険募集人による金銭詐取および保険料の一時流用について

東京海上日動火災保険株式会社(取締役社長:城田 宏明、以下「当社」)の委託代理店に所属していた元募集人が金銭詐取および保険料の一時流用(※1)を行っていた事実が判明いたしました。

お客様をはじめ関係者の皆様にご迷惑、ご心配をおかけしておりますことを心よりお詫び申し上げますとともに、募集人の管理・指導について一層の徹底を図り、このような事案の再発防止に努めてまいります。

※1 保険料の一時的な流用:

ご契約の保険料として募集人がお預かりした金額を一時的に他の目的で流用し、その後、同額を募集人が補填していたケースとなります。

1. 事案の概要

(1)行為者(元募集人)氏名:

橋本 秀夫(はしもと ひでお、67 歳)、橋本 葉子(はしもと ようこ、69 歳)

(2)代理店:2006 年 3 月 23 日～2025 年 3 月 28 日

有限会社 橋本総合保険コンサルト(所在地:茨城県石岡市東田中)

なお、当該代理店については既に代理店委託を解約しております。

(3)不正認定日:2025 年 3 月 28 日

(4)不正が行われた期間:2007 年 4 月～2025 年 3 月

(5)金銭詐取および保険料の一時的な流用の金額:

・金銭詐取の金額:合計約 650 万円

・保険料の一時的な流用の金額:合計約 970 万円

(6)行為類型:

本事案では、以下の行為が確認されております。行為者はいずれも、当社所定の領収証ではなく、偽造したものを用いて、金銭を受領しております。

① 行為者がお客様に実在しない保険商品(積立傷害保険)への加入を持ち掛け、その保険料を現金または行為者の私的な銀行口座に振り込ませることで受領し、詐取していたもの。

② お客様から保険料を現金または行為者の私的な銀行口座に振り込ませることで受領し、当社に精算するまでの間、一時的に流用していたもの。

(7)お客様への対応状況等:

金銭詐取の被害に遭われたお客様につきましては、当社が被害額の全額を弁済し、行為者に求償することとしており、順次、対応を進めております。また、警察への相談および監督官庁への届け出も行っております。

2. 発覚経緯および調査内容

2025 年 3 月 26 日、当社コールセンターに、お客様から「積立傷害保険に加入しているが、満期日である 5 月 28 日で契約を終了し、満期返戻金を受け取りたい。」とのお申し出がございました。

現在、積立傷害保険は販売中止となっていることから、当社は行為者に対する調査を開始し、3 月 28 日に、一部のお客様について、前述 1. (6) のような不正行為が発覚したものです。

その後、行為者およびお客様への確認や、契約と入出金の照合等を通じて、事案の解明に努めてまいりました。

なお、現時点で、上記以外にお客様の認識と異なる保険契約や架空契約は確認されておりません。

3. 再発防止策について

本事案を踏まえ、当社ホームページを通じて、当社指定の銀行口座以外への入金には控えていただくこと、また、お客様のご事情等により、例外的に現金領収する場合には、当社の社印のある所定の領収証を発行することとしており、それ以外の私製領収証は不正であることをお客様に周知してまいります。

代理店に対しては、募集人が販売停止となっている架空商品をご案内したり、私的に所有する銀行口座へ保険料を振り込ませる等の不適切な行為を行わないよう指導するとともに、代理店に対する業務実態の把握や点検を強化することで再発防止を図ってまいります。また、解除該当契約(※2)となる直前に保険料が払い込まれた契約の点検を実施することで、同様の不正行為を早期に発見するとともに、更なる牽制を図っていくことも検討しております。

当社は、本事案を厳粛に受け止め、社員、代理店のコンプライアンスに関する研修や点検を徹底し、皆様からの信頼回復に努めてまいります。

※2 解除該当契約：

口座振替契約の場合、2 ヶ月連続で振替不能等のため保険料の入金がなく、次の 1 ヶ月の間に保険料の入金がなければ、解除となるご契約をいいます。クレカ・コンビニ・請求書払契約の場合、払込期日までに保険料の入金がなく、次の 1 ヶ月の間に保険料の入金がなければ、解除となるご契約をいいます。

4. お問い合わせ窓口

行為者が損害保険のご契約を取り扱いさせていただいたお客様には、すでに個別に確認させていただいております。その他、お心当たり、不審な点等がございましたら、以下のお問い合わせ窓口までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

<お問い合わせ窓口>

東京海上日動火災保険株式会社 茨城支店 0120-222-070

(受付時間 午前 9 時から午後 5 時 土・日・祝日を除く)

なお、「保険料の取扱いおよび保険料領収証についてのご注意」を当社ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。

(<https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/company/customer/attention.html>)

以上